

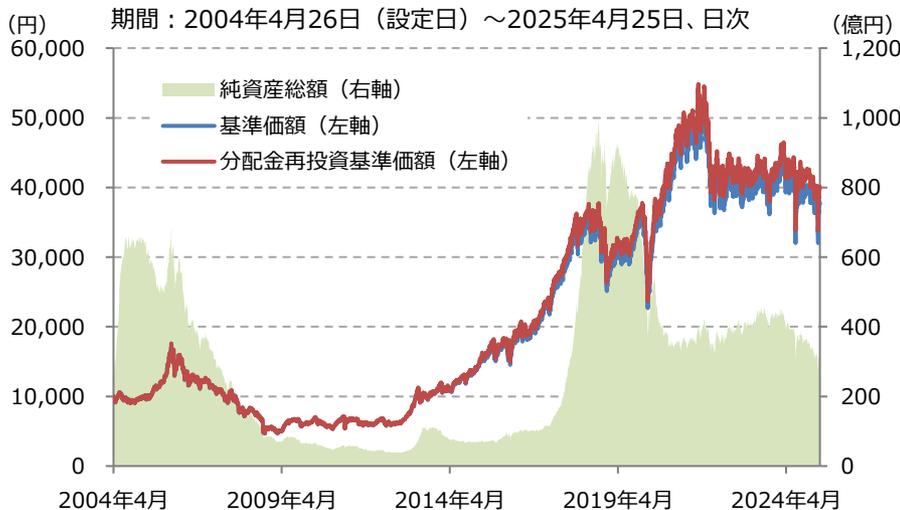


～第21期決算 分配金のお知らせ～

平素は、「**新成長株ファンド 愛称:グローイング・カバース**」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
当ファンドは、2025年4月25日に第21期決算を迎え、収益分配方針に基づき、今期のパフォーマンス*が-4.77%であったことから、分配金は0円と致しましたことをご報告申し上げます。
当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。引き続きご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。
*パフォーマンスは、前期末比の分配金再投資基準価額の騰落率です。

第21期分配金
(10,000口あたり、税引前) **0円**

<設定来の基準価額と純資産総額の推移>



(2025年4月25日基準)

基準価額	37,952円
分配金再投資基準価額	40,162円
純資産総額	321億円

<基準価額の騰落率>

1か月前比	0.77%
3か月前比	-2.48%
6か月前比	0.39%
1年前比	-4.77%
3年前比	-3.40%
設定来	301.62%

※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※期間別騰落率の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日(休業日の場合は翌営業日)までとします。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

<分配金の実績>

第17期 2021年4月	第18期 2022年4月	第19期 2023年4月	第20期 2024年4月	第21期 2025年4月	設定来累計
260	0	0	260	0	1,340

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)。 ※分配金は増減したり支払われなかったことがあります。
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

分配方針

年1回(4月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

第21期(2024年4月26日～2025年4月25日)の運用状況

第21期における当ファンドの分配金再投資基準価額は、2024年8月の日本株式市場の急落や、2025年4月に発表されたトランプ政権の関税政策等による先行き不透明感などを受け、日本株式市場が軟調な相場展開となり、前期末対比4.77%の下落となりました。

<第21期 前半>

前半(2024年4月26日～2024年10月25日)において、分配金再投資基準価額は5.14%下落しました。日銀の利上げや急速な円高、米景気の先行き不透明感などを背景に、日本株式市場は8月初旬に急落しました。その後持ち直しましたが、9月の自民党総裁選の結果や、10月の衆議院選挙を前に先行き不透明感が強まり、日本株式市場は軟調な展開となり当ファンドの基準価額は下落しました。

<第21期 後半>

後半(2024年10月26日～2025年4月25日)において、分配金再投資基準価額は+0.39%とほぼ横ばいになりました。11月にトランプ氏が米大統領選に勝利して以降、トランプ政権の通商政策に対する警戒感が広がりましたが、国内内需関連の中小型株を物色する動きが強まり、中小型株は値を戻す局面もありました。しかし2025年に入り、日銀の追加利上げやトランプ政権発足後の関税政策に対する動きなどを背景に、日本株式市場は軟調な展開となり当ファンドの基準価額は前半末比でほぼ横ばいとなりました。

<第21期の分配金再投資基準価額の推移>



今後の見通し

- 当ファンドの組入企業の財務体質は、総じて健全であり、海外売上高比率が低く、輸出品は競争力がある傾向があるため、景気減速に対する抵抗力も強いとみており、今後も成長が期待できると考えています。
- しかし、トランプ政権による関税政策等を背景に景気の先行き不透明感が強まっており、当面は当ファンドの基準価額も変動の高い状況が予想されます。
- 一方で、好材料としては2025年の春闘で平均賃上げ率は+5.4%と昨年に続き高水準が維持され、家計の所得環境改善による国内消費が下支え要因になると考えています。

<主要国の相互関税率>

2025年4月25日時点

中国*1	145%
インド*2	26%
日本*2	24%
EU*2 (欧州連合)	20%

*1 中国に対して、報復措置による追加関税を含みます。

*2 中国以外の国に対して、相互関税10%以上の上乗せ分については、4月10日に90日間発動が延期されています。

<春闘の平均賃上率の推移>

期間：2013年～2025年



出所：各種報道および日本労働組合総連合会のデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※上記はあくまで過去の実績および作成時点での見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

新成長株ファンド 《愛称》グロウイング・カバース

追加型投信／国内／株式

ファンドの目的

新成長株ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。))は、新成長株マザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 新成長銘柄*が主要投資対象
わが国の上場企業のうち、新たな成長局面に入りつつあると判断される成長企業に厳選投資します。
※新成長銘柄とは、高い成長余力を有しているものの、経営上の課題・困難に直面したため本来の実力を発揮できなかった企業の中で、それらの経営障壁を克服しつつある企業を新成長銘柄(再成長銘柄)といいます。
- 2 ボトムアップ調査*による新成長企業の発掘
投資に際しては徹底的なボトムアップ調査と詳細な分析に基づき「新成長企業」を厳選し投資します。
※ボトムアップ調査とは、個別企業の訪問等による詳細な調査・分析に基づき業績予測を行い、投資する銘柄を選択する運用手法です。
- 3 成長株のスペシャリストが徹底調査
成長株(新規株式公開企業等を含む。)に特化して調査・分析を行うスペシャリストが、継続的な経営者への対面での個別面談による調査などを通じて、新たな成長軌道への転換点を見極めます。
- 4 エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社が投資助言
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社(以下「エンジェルジャパン社」といいます。)より投資に関する助言を受けて運用を行います。

分配方針

年1回(4月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

新成長株ファンド 《愛称》グローイング・カバース

追加型投信／国内／株式

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から 0.3% の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2004年4月26日設定)
繰上償還	委託会社は、純資産総額が10億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、当ファンドにおける投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年1.87%(税抜1.7%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.023%(税抜0.93%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.759%(税抜0.69%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.088%(税抜0.08%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.87%(税抜1.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>内訳</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.023%(税抜0.93%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.759%(税抜0.69%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.088%(税抜0.08%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.87%(税抜1.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	1.023%(税抜0.93%)	販売会社	0.759%(税抜0.69%)	受託会社	0.088%(税抜0.08%)	合計	1.87%(税抜1.7%)	配分	料率(年率)	委託会社	1.023%(税抜0.93%)	販売会社	0.759%(税抜0.69%)	受託会社	0.088%(税抜0.08%)	合計	1.87%(税抜1.7%)
配分	料率(年率)																				
委託会社	1.023%(税抜0.93%)																				
販売会社	0.759%(税抜0.69%)																				
受託会社	0.088%(税抜0.08%)																				
合計	1.87%(税抜1.7%)																				
配分	料率(年率)																				
委託会社	1.023%(税抜0.93%)																				
販売会社	0.759%(税抜0.69%)																				
受託会社	0.088%(税抜0.08%)																				
合計	1.87%(税抜1.7%)																				
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0044%(税抜0.004%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>																				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 - ※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
 - ※法人の場合については上記とは異なります。
 - ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
- 税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

新成長株ファンド 《愛称》グローイング・カバース

追加型投信／国内／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人第二 種金融取 引業協 会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	
銀行						
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式 会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会 社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○			○
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			※
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会 社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○			○
株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会 社)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○			○
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式 会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○
証券会社						
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
静岡ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
十六TT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○	○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
ほくほくTT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			※
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○			○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

新成長株ファンド 《愛称》グロイング・カバーズ

追加型投信／国内／株式

販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人第二 種金融 取引業 協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	
証券会社						
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2883号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
信用金庫						
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第5号				
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○			
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第252号				
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号				
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第19号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○			
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号				
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第26号				
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第15号	○			
鹿沼相互信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第221号				
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第32号				
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第190号	○			
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号				
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○			
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第37号				
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第215号				
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第25号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号				
滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第79号				
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号				
白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第36号				
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第258号	○			*
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第43号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	○			
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号				
千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第208号				
津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第32号				
富山信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第27号				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第256号	○			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号	○			
はくさん信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第35号				
浜松いわた信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号				
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号				
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第76号	○			
ひまわり信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第49号				
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第80号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号				
福井信用金庫 (インターネット専用)	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○			
三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第68号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○			

* 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

※ 現在、新規の販売を停止しております

新成長株ファンド 《愛称》グローイング・カバース

追加型投信／国内／株式

当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後当ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。

<使用インデックスについて>

- TOPIX（東証株価指数）等の指数値およびそれに係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など当該指数に関するすべての権利・ノウハウ及び当該指数に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

委託会社、その他関係法人の概要

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 明治安田アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社りそな銀行
投資顧問会社	運用に関する情報提供および株式運用に関する助言を行います。 エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。 販売会社一覧をご覧ください。

<ファンドに関するお問い合わせ先>

明治安田アセットマネジメント

フリーダイヤル 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>